

幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助金 補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費	補助率等		
		対象経費	率	加算額
<p>1. 地域活動支援事業</p> <p>町民が自主的かつ主体的に取り組む公益的・公共的な活動を支援する事業であって、次のいずれかに該当する活動</p> <p>①公共的空間及び環境の整備等に関する活動</p> <p>②地域資源の保全及び有効活用に資する活動</p> <p>③公益的、公共的活動で、地域課題の解決に資する活動</p> <p>④町民への公共サービス提供に資する活動</p> <p>⑤イベントの開催</p> <p>⑥幌延町の広報普及に資する活動</p> <p>⑦地域人材の育成に資する活動</p> <p>⑧地域振興に資する調査研究活動</p> <p>⑨幌延町総合計画の推進に資する活動</p> <p>⑩幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に資する活動</p> <p>⑪その他町長が認める活動</p>	<p>地域活動支援事業に要する経費のうち、次に掲げる経費で町長が認めるもの</p> <p>(1)報償費 講師謝礼、特殊機械オペレーター代等</p> <p>(2)旅費 講師等に係る交通費又は宿泊費、視察経費等</p> <p>(3)需用費 印刷製本費、消耗品費、光熱水費、機械器具等に係る燃料費、事業実施時のお茶代等</p> <p>(4)委託料 部分的な委託料</p> <p>(5)役務費 広告費、通信費、保険料、専門的な技術の提供に要する費用等</p> <p>(6)使用料及び賃借料 特殊機械等の賃借料、物品及び会場の使用料・賃借料等</p> <p>(7)原材料費 種苗、賄材料、敷き砂利、木材、U字溝、杭等</p> <p>(8)備品購入費</p> <p>※対象経費全体の2分の1を超えないこと</p> <p>(9)その他町長が必要と認める経費</p>	30万円未満	10/10	—
		30万円以上 50万円未満	7/10	9万円
		50万円以上 100万円以下	6/10	14万円
		補助金額の上限は、一年度の一補助対象者につき100万円とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。対象経費は、参加者負担金等その他収入を控除した額とする。なお、その他収入は対象外事業費から充当して差支えない。		

※補助対象外事業

- (1) 本町、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの。
- (2) 趣味的な活動を目的とするもの、慰安旅行等に類するもの。
- (3) 特定の個人や団体の利益を目的とするもの。
- (4) 本町、他の機関又は団体などに対する陳情、要望となっているもの。
- (5) 団体から他の団体等への単なる補助となっているもの。
- (6) 物品等の購入又は配布を主たる目的とするもの。
- (7) 主たる効果が町外で生じるもの。
- (8) 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの。
- (9) 生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの。
- (10) 地域で行う催事等で、新規性に乏しいもの。
- (11) 同一又は他の補助事業者が、幌延町協働のまちづくり活動支援事業補助金により実施した活動で、これまでに3回実施したもの及びそれに類似するもの。ただし、既存事業の拡充はこの限りでない。

※対象外経費

- (1) 土地の取得費及び補償費
- (2) 工事請負費及び全面的委託料
- (3) 補助対象者の事務所等を維持管理するための経費
- (4) 補助対象者の経常的な活動に要する経費
- (5) 補助対象者の構成員の飲食を主な目的とした会合等の経費
- (6) 補助対象者の構成員に対する人件費
- (7) 賞品、記念品等個人への支給品に係る経費
- (8) 領収書等により支払が明確に確認できない経費
- (9) その他、補助の趣旨から適当でないと認める経費